

京都市立浴場 指定管理者募集要項

京都市都市計画局
都市企画部都市総務課

京都市立浴場指定管理者募集要項

この度、京都市立浴場（以下「市立浴場」という。）について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり、施設運営を行う指定管理者を募集します。

＊「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理運営を行う法人その他団体です。

1 指定管理者の資格

次に掲げる資格を有する者とします。

- (1) 法人その他団体（以下「法人等」という。）で、当該施設の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有していること。
- (2) 法人等又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者あるいは破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 法人等の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 法人等又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 法人等又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 法人等又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 法人等又はその代表者の所在地の市町村税
 - エ 法人等又はその代表者の所在地の水道料金及び下水道使用料
- (7) 法人等の代表者、役員又はその使用人が京都市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。
- (8) その他

複数の法人等での共同による応募（以下「グループ応募」という。）の場合には、そのグループの代表となる法人等を選定すること。

グループ応募の構成法人等は、他のグループ応募の構成法人等となり、又は単独で申請を行うことはできない。

また、グループ応募の構成法人等の全てが、応募資格の要件を満たすこと。

2 指定期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、「3 施設の概要－(1) 募集の対象施設」のうち、錦林浴場については、錦林市営住宅の建替等による浴室設置状況を見据え、指定期間は、令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。

なお、「3 施設の概要－(2) 施設の位置付けと今後の方向性」に記載のとおり、改良住宅の浴室設置事業の進捗に応じて指定管理期間を変更する場合がある。

3 施設の概要

(1) 募集の対象施設

ア 別紙1「市立浴場一覧」のとおりである。

イ 募集は、別紙1「市立浴場一覧」に記載のとおりAからCまでの3グループに分けて行う。応募はグループ単位で行い、グループ内の一部の市立浴場のみへの応募はできない。

また、複数のグループに応募することが可能である。

(2) 施設の位置付けと今後の方向性

市立浴場は、市民の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るとともに、浴室設置率が極めて低い改良住宅の適正な居住水準を確保するために、住宅の基本的性能（浴室）を補完する施設でもあることから、今後の改良住宅への浴室設置状況を踏まえて、順次廃止していく予定である。

4 業務の概要（詳細は別紙2「指定管理者が行う業務内容」を参照）

指定管理者は、京都市立浴場条例（以下「条例」という。）及びその他関係法令等を遵守し、常に公共性の保持に努め、施設の運営及び維持管理に係る業務を実施すること。

業務範囲は、次のとおりである。

(1) 市立浴場を条例の設置目的に従って、利用に供すること。

(2) 市立浴場の施設（附属施設、附属設備及びその他物品を含む。以下同じ。）の清掃、定期点検等の維持管理に関すること。

(3) 市立浴場の施設の小規模修繕等の保守及び安全管理に関すること。

(4) 指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた事業の実施（自主事業）や、利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市立浴場の管理に関し、京都市長が必要と認めること。

5 管理運営に係る基本的事項

(1) 基本的事項

ア 営業時間及び定休日

別紙1「市立浴場一覧」のとおりである。

※ 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。

イ 利用料金

指定管理者が、条例の定める範囲内で市長の承認を得て定めた額（京都府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額（民間浴場利用料金）と同額）とする。

ただし、指定管理期間内に京都府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額が改定される場合にあっては、市立浴場の利用料金についても、同時期に同一料金に改定すること。

（参考）市立浴場及び民間浴場の利用料金（R7.7.1 現在）

区分	利用料金
大人（12歳以上）	550円
中人（6歳以上12歳未満）	200円
小人（6歳未満）	100円

ウ 割引回数券

民間浴場とのサービスの均衡を図るため、京都市が定める様式で民間浴場において発行されているものと同内容の割引回数券を発行すること。

なお、割引回数券は、全市立浴場において相互利用ができるものとし、相互利用における指定管理者間の利用調整については、各指定管理者において行うこと。

また、割引回数券発行に係る経費については、指定管理者の負担とする。

エ 条例等が将来改定された場合は、改定条例等に従って、管理運営をすること。

(2) 指定管理者の収入等

ア 利用料金

利用料金の収入は指定管理者の収入とする。

イ 京都市が支出する委託料

京都市が指定管理者に対して支払う委託料の金額及び支払い方法等については、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）の提案を基に、京都市と協議のうえ、別途締結する協定書において定めるものとする。

なお、委託料の上限額（予定価格）は、次のとおりとする。

グループ名	管理を行う浴場	上限額（予定価格） （４年間総額）
A	錦林浴場・養正浴場・三条浴場	３３３，９１８千円
B	壬生浴場・久世浴場	２７６，２３９千円
C	辰巳浴場・改進黨浴場	３３６，８２７千円

※１ 上記の金額には消費税及び地方消費税を含む。

※２ 予定価格は、４年間に支払う総額である。

ただし、Aグループの上限額（予定価格）については、廃止予定である錦林浴場の指定期間（令和８年４月１日～令和８年９月３０日）を踏まえた金額である。

※３ 申請団体は、上記の上限額（予定価格）の範囲内で、収支計画を作成すること。上限額（予定価格）を超える場合は失格とする。

※４ 運営に支障をきたす不測の事態が生じた場合は、根拠資料を基に指定管理者は京都市と協議すること。

ウ 自主事業による収入

指定管理者は、京都市の承認を得たうえで、当該施設に関連した物品の販売等を行い、指定管理者の収入とすることができる。

なお、物品販売等については、事前に京都市と協議すること。

エ 指定管理者は浴場の管理運営業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区別して整理しなければならない。

(3) 営業許可

公衆浴場法第２条第１項に基づく業として公衆浴場を経営するために必要な都道府県知事の許可は、指定管理者が受けるものとする。

なお、許可に必要な経費については、指定管理者において負担するものとする。

(4) 業務の再委託

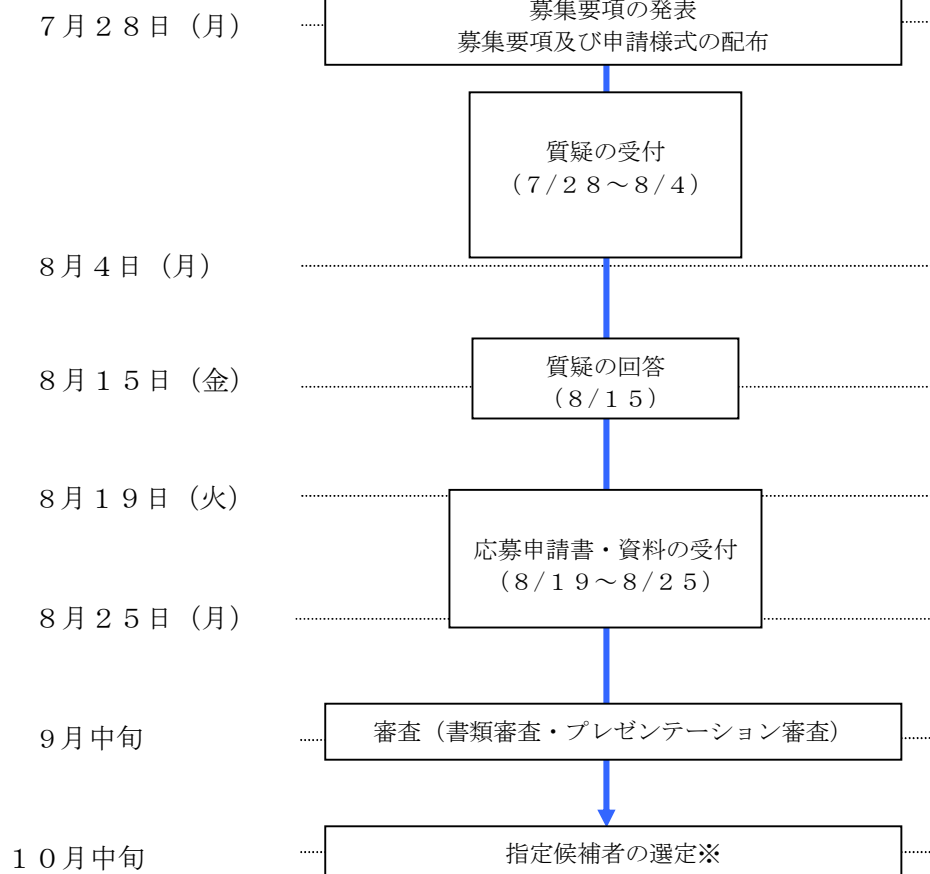
ア 指定管理者は、専門的な技術や特定の資格などを要する業務以外は、主たる部分を包括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ京都市が認めた場合は、この限りではない。

イ 指定管理者は、委託業者の選定、契約の締結及び委託料の支払いなどについては、京都市に準じた取扱いとし、委託業者に対して、適切な指導助言を行わなければならない。

ウ 指定管理者は、指定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

6 選定の手順

令和7年



※ 申請者の評価が著しく低い場合や特に重要と考えられる項目の評価が低い場合は、指定管理者に選定しない場合がある。その際は、上記の手順にかかわらず、再公募等を行う場合がある。

7 応募手続等

(1) 提出書類

次のとおり、書類を提出すること。ただし、任意の団体にあつては、一部の書類の提出の免除等について相談に応じる。

申請は1案のみとし、複数の申請は認められない。

書類審査は匿名で行うため、様式には申請団体名や団体が運営する施設名のほか、それらが特定できる情報は記載しないこと（様式で指定する場合を除く。）。

なお、提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできない。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

提出書類	別紙3「提出書類一覧」のとおり
受付期間	令和7年8月19日（火）から8月25日（月）まで 受付は午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
受付方法	郵送（期限内必着）又は持参に限る。 ※ 書類の確認を行うため、提出に際しては、事前に電話連絡を行うこと。
受付場所 （事前連絡先）	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階 京都市都市計画局都市企画部都市総務課指定管理者選定担当 電話 075-222-3610（担当：大八木、垣内） E-mail toshisomu@city.kyoto.lg.jp

(2) 質疑

ア 質疑の資格

本要項中の「1 指定管理者の資格」を満たす者とする。

イ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、回答先（連絡先の団体名、住所、電話番号）を明記のうえ、上記の受付場所に文書を送付又は持参すること（期限内必着）。

受付期間：令和7年7月28日（月）から8月4日（月）

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

※ 電子メールの場合、受付期間内に京都市が受け取ったもの以外は無効。

(3) 回答

8月15日（金）に、全ての質問及び回答について、京都市情報館の都市計画局都市企画部都市総務課のホームページに掲載する。回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡を行い、上記ホームページにもその旨を掲載する。

(4) 追加書類の提出及び運営する施設等の実地調査

京都市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、申請書類の内容に関し確認を行い、又は申請団体が現在運営する施設の実地調査を行うことがある。

(5) 施設の見学会

希望する法人等を対象に市立浴場の施設見学会を実施する（8月上旬予定）。

※ 参加を希望する場合は、7月31日（木）までに上記受付場所へ電話連絡を行うこと（受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）。

(6) 平面図の提供

質疑の資格を満たす者が希望する場合は、上記質疑の受付期間及び受付場所において、対象施設の概要等がわかる平面図を提供する。

(7) プレゼンテーション審査の実施

京都市都市計画局指定管理者選定等委員会（以下「選定等委員会」という）において、プレゼンテーションの機会を設ける（9月中旬予定）。

なお、プレゼンテーションにおいても、応募の受付期間を超えて追加の書類提出は認めない。プレゼンテーションの詳細については、応募者の確定後、別途事務局から連絡する。

(8) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、指定候補者の選定の公表等に必要な場合には、申請書類の内容を京都市が無償で使用するができる。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しない。

(9) 費用の負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とする。

(10) 申請の辞退

申請書類の提出後、申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(11) 資料の取扱い

京都市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させること、又は内容を提示することを禁じる。

(12) 留意事項

申請者が、指定候補者の選定に関して後述の選定等委員会の委員と接触することを禁じる。接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

8 指定候補者の選定

(1) 指定候補者の選定方法

指定候補者は、選定等委員会の意見を聴取したうえで、市長が決定する。また、指定候補者の他に第2候補者、第3候補者を決定する。

なお、審査の結果、該当なしとする場合がある。

(2) 選定等委員会

ア 選定等委員会の役割

選定等委員会は、募集要項及び選定基準等に係る事項について検討し、指定候補者の選定を行う。

イ 選定等委員会委員（敬称略、五十音順）

氏名	職名等
井手上 友香	市民公募委員
◎加藤 博史	龍谷大学名誉教授
新納 麻衣子	公認会計士
○松本 正富	京都橘大学工学部建築デザイン学科教授
山田 典子	医師

◎委員長、○副委員長

(3) 審査項目及び評価方法

別紙4「審査項目及び評価方法」のとおり。

(4) 審査結果

指定候補者の選定は、10月中旬頃の予定。審査結果については、申請者全員に文書で通知する。

(5) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、概況（経過等）、審査内容の概要については公表する。

(6) 協定書の締結

指定候補者の選定後、京都市と指定候補者は、本施設の管理運営に関する仮協定書を締結する。

また、本協定の締結は、京都市会において指定管理者の指定の議決及び委託料に係る予算の議決があった後、本市が議決のあった旨を指定管理者に通知する。この通知があったときに、先に締結した協定が本協定となるものとする。

(7) 市会の議決及び指定管理者の指定

地方自治法第244条の2第6号の規定に基づき、京都市会に指定管理者とする旨の議案を付議し、議決を受けたうえで、指定管理者を指定する。ただし、京都市会の議決を経るまでの間に、指定候補者が本要項に定める基本的事項に反したときなど、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがある。

なお、京都市会の議決が得られなかった場合及び否決した場合においても、指定候補者が市立浴場管理運営事業を実施するための準備に要した費用及び提供したノウハウ等への対価については、一切補償しない。

(8) 労働関係法令遵守状況報告書の提出

本件の指定管理者となった場合、指定管理協定締結後、京都市公契約基本条例第12条に規定する労働関係法令遵守状況報告書の提出を求める（同報告書の詳細は、ホームページ「京都市入札情報館」に記載）。

(9) 第2候補者及び第3候補者との交渉

指定候補者との協定又は指定管理者の指定が成立しない場合には、第2候補者、第3候補者と順次協議を行う。また、第2候補者及び第3候補者の資格の有効期限は、令和8年3月31日までとし、期限以降は施設運営について、いかなる資格及び権利を有するものではない。

9 その他

(1) 業務の休廃止

指定管理者は、市立浴場の管理運営業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ京都市の承認を受けなければならない。

なお、自然災害等による業務の変更、中止または延期の場合は京都市と協議すること。

(2) 指定の取消等

指定管理者が行う施設管理の適正を期すために、次の場合には、必要に応じて、地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがある。また、この場合において、京都市は、協定を解除することができ、そのときは、京都市にその損失の補償を求めることができない。

ア 指定管理者が暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当することが判明した場合

イ 市立浴場の管理運営を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合

ウ 指定に関し不正の行為があった場合

エ 法令の規定、本件指定の条件又は協定書に記載された条件に違反した場合

オ 法令の規定、本件指定の条件又は協定書の規定に基づき、京都市関係職員が行う報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他京都市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかった場合

カ 指定期間が終了するまでに、京都市が施設の供用を休止し、又は廃止する場合

キ 市立浴場の管理の基準又は業務の範囲の大幅な変更等により再指定を行う場合

ク その他市立浴場の管理運営を継続することが適当でないと認められる場合

(3) 原状回復及び引継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了するとき（継続して指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、京都市が特に支障がないと認めた場合を除き、速やかに施設を原状に回復させるとともに、次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるよう十分な引継ぎを行うものとする。

なお、指定管理者が前指定管理者から業務の引き継ぎ受ける場合において必要となる経費については、指定管理者において負担するものとする。

(4) 市税等に関する留意事項

指定管理者は、国税（法人税、消費税など）、府税（法人府民税、法人事業税など）、市税（法人市民税、事業所税など）、事業を行う者にかかる事業所税等の納税義務者となることがあるので留意すること。

10 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市総務課指定管理者選定担当（担当：垣内、大八木）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 分庁舎 2 階

TEL 075-222-3610 FAX 075-222-3689

E-mail toshisomu@city.kyoto.lg.jp

市 立 浴 場 一 覧

令和 7 年 4 月 1 日現在

グループ名	浴 場 名	所 在 地	開設年	定休日	営業時間	建物面積（㎡）
A	京 都 市 立 錦 林 浴 場	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町 2 番地の 1	昭 和 3 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	438.4 鉄筋コンクリート (地上 1 階、地下 1 階)
	京 都 市 立 養 正 浴 場	京都市左京区田中馬場町 77 番地	大 正 1 2 年	日曜日	16:00 ～ 22:00	471.1 鉄筋コンクリート平屋
	京 都 市 立 三 条 浴 場	京都市東山区三条大橋東 3 丁目下る教業町 696 番地	昭 和 5 0 年	日曜日	16:00 ～ 22:00	350.4 鉄筋コンクリート平屋
B	京 都 市 立 壬 生 浴 場	京都市中京区西ノ京新建町 12 番地	昭 和 3 6 年	日曜日	16:00 ～ 22:00	265.0 鉄筋コンクリート平屋
	京 都 市 立 久 世 浴 場	京都市南区久世大築町 66 番地	昭 和 3 4 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	401.9 鉄筋コンクリート平屋
C	京 都 市 立 辰 巳 浴 場	京都市伏見区醍醐外山街道町 21 番地の 11	昭 和 3 5 年	日曜日	16:30 ～ 22:30	419.9 ブロック一部、鉄筋コンクリート平屋
	京 都 市 立 改 進 浴 場	京都市伏見区竹田狩賀町 131 番地	平 成 元 年	月曜日	16:00 ～ 22:00	942.2 鉄筋コンクリート平屋
	計		7 箇所			

※ 営業時間は、現指定管理者からの申請により承認しているものを記載。

指定管理者が行う業務内容

1 施設の位置付けと今後の方向性

市立浴場は、市民の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るとともに、浴室設置率が極めて低い改良住宅の適正な居住水準を確保するために、住宅の基本的機能（浴室）を補完する施設でもあることから、今後の改良住宅への浴室設置状況を踏まえて、順次廃止していく予定である。

2 職員の配置

(1) 職員の勤務体制は、市立浴場の管理運営に支障が生じないよう配慮するとともに、利用者の要望、苦情等に応えられるものとする。

なお、営業開始前の準備作業や営業開始後の混雑時間帯の対応等が円滑に行われるようにすること。

(2) 営業に必要な機器、設備等に異常が発生した際、対応が円滑に行われるよう体制を構築すること。

(3) 各浴場には、業務を統括する責任者を置き、責任体制を明確にすること。

3 市立浴場の管理運営に係る業務

(1) 管理業務

ア 関係法令に基づく施設の維持管理業務

関係法令等に基づき、次の点検を行い、京都市に報告すること。

なお、所管官庁等から指摘があった場合、直ちに京都市に報告し、改善措置について協議すること。点検に要する費用は委託料に含むものとする。

(ア) 防火管理者の配置、消防設備点検の実施

施設管理に必要な防火管理者について、必要な免許を有した者から選任し、所管する消防署に届け出ること。また、消防法に基づき、防災計画の作成及び消防用設備点検を実施し、所管する消防署に届け出ること。

(イ) 電気事業法に基づく電気設備点検

電気事業法に基づき、自家用電気工作物受変電設備等の電気設備点検を実施し、所管官庁に報告を行うこと。

(ウ) 受水槽、高架水槽の清掃及び水質測定

(エ) 公衆衛生面等に関する点検等

「公衆浴場における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例」及び「京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準に関する条例」等に定められた基準により、必要な点検・報告を実施し、常に施設の適切な環境衛生の維持に努めること。

(オ) 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検業務

イ 施設内の各種設備の点検・調整業務

(ア) ボイラー等の設備機器の点検・調整

温水ボイラー、ろ過機、ポンプ等の設備機器について定期的に専門業者による点検を実施したうえで、常に良好な状態で使用できるようにすること。

(イ) 空調設備の点検・調整

空調設備について定期的に専門業者による点検・調整を実施したうえで、常に良好な状態で使用できるようにすること。

ウ 保安業務

市立浴場内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を防止し、財産の保全を図ること。

エ 清掃業務

市立浴場の建物及び敷地内について、常に清潔に保ち環境衛生に留意して、日常清掃、定期清掃を適切に行うこと。

オ 緑地管理業務

敷地内緑地について、浴場の美観等を損なわないよう、必要に応じて樹木剪定及び除草作業等を行うこと。

カ 物品の管理

市立浴場の運営に関し、京都市が貸与する市有物品及び市有外物品について、京都市が示す台帳及び管理帳票等を備え、善良な管理者の注意をもって管理すること。

キ 修繕業務

市立浴場の良好な状態での運営を図るために、日常的に点検を行い、不具合や損耗等のある箇所を把握し、施設の利用者が安全に利用できるよう速やかに修繕すること。修繕に関する分担については、次のとおりとする。

なお、施設の休業を伴う大規模な修繕及び市立浴場の機能に著しい影響を与える改修等については、京都市と事前に協議するものとする。

(ア) 指定管理者の負担で行うべき事項

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷に係る修繕
- b 経年劣化による施設の損傷に係る修繕のうち、1件100万円未満のもの
- c 第三者の行為から生じた施設の損傷で相手方が特定できないものに係る修繕のうち、1件100万円未満のもの

(イ) 京都市の負担で行うべき事項

- a 京都市の責めに帰すべき事由による施設の損傷に係る修繕
- b 経年劣化による施設の損傷に係る修繕のうち、1件100万円以上のもの
- c 第三者の行為から生じた施設の損傷で相手方が特定できないものに係る修繕のうち、1件100万円以上のもの

※ 施設の休業を伴う大規模な修繕及び市立浴場の機能に著しい影響を与える改修等については、別途協議するものとする。

(2) 運營業務基準

ア 安全管理対応

感染症の対策及び予防並びに災害、設備の故障、その他緊急時における対応を定めたマニュアルを作成するとともに、関係法令等を遵守して、安全管理を行うこと。

イ 危機管理対応

(ア) 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態及び不測の事態に対しては、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、京都市をはじめとする関係機関に通報するとともに、京都市の指示に従うこと。

(イ) 予防対策

危機管理体制を構築するとともに、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

(ウ) 施設内の各種設備の不具合や故障が生じた際、指定管理者の責任において遅延なく適切な措置を講じるとともに、市立浴場の営業に支障が生じないよう、可能な限りの対応を行うこと。

ウ 健康、環境への配慮

施設の管理運営に当たって感染症対策の徹底、施設内、敷地内禁煙による健康への配慮、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等環境への配慮を行うこと。

エ 高齢者や障害のある方、子どもにとって利用しやすい浴場となるような取組

高齢者や障害のある方、子どもが利用しやすい浴場となるような取組を実施すること。

オ 福祉風呂の運営

養正浴場及び改進黨場においては、福祉風呂（自力で入浴が困難な方に御利用いただく施設）の運営を行うこと。

- ・養正浴場…別室に介護専用浴槽（座位入浴リフト1機を備え付け）あり
- ・改進黨場…別室に介護専用浴槽（車椅子用の機械式浴槽）あり

カ 管理運営に係る事務スペース

市立浴場の管理運営に当たり必要となる事務は、市立浴場内において行うこと。

キ 損害賠償責任保険について

損害賠償責任に対応するため、管理業務を開始するまでに施設賠償責任保険の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険に引き続き加入すること。

ク 接遇・応対サービスの向上に向けた取組

利用者の接遇・応対サービスの向上に向けた取組を実施すること。

ケ 利用者の満足度の把握

年1回以上の利用者アンケートやモニター調査の実施により、利用者の満足度や苦情の把握に努め、運営及びサービス内容の改善に反映させること。

また、その調査結果を京都市に報告すること。

コ 経費削減への取組

LED等の省エネ機器の導入、設備の修繕、電気・ガス契約見直し等の実施により、省エネや経費削減に取り組むこと。

サ 第三者への損害及び傷害

業務の執行に伴う第三者への損害及び傷害について、京都市が損害の賠償を行った場合、指定管理者に故意又は重大な過失があるときは、京都市は指定管理者に対して賠償額を求償することができる。

なお、施設及び設備等の瑕疵によるものについては、京都市が損害の賠償を行う。

シ 苦情への対応

業務に関するものについては指定管理者で対応すること。その他については、京都市で対応するものとする。

4 事業計画・事業報告

(1) 事業計画書の提出

市立浴場の管理運営業務に関し、次年度の事業計画書を当該年度の1月末までに作成し、提出すること。

事業計画書の作成に当たっては、次の事項を記載し、京都市と調整を図ること。

ア 事業計画

イ 収支予算計画

(2) 事業報告書の提出

ア 事業報告書

毎年度終了後60日以内に、市立浴場の管理運営業務に関し、次の事項を記載した事業報告書を提出すること。

(ア) 事業の実施状況及び施設の利用状況

(イ) 経費の収支計算

(ウ) 利用者の満足度や苦情等の把握とサービスの改善への反映状況

(エ) その他京都市が必要と認める事項

※ 指定管理業務に係る収支とその他の業務に係る収支を区別すること。

イ その他定例報告等

市立浴場の管理運営業務に関し、次の事項の報告を行うこと。

(ア) 利用者数及び光熱水費の使用量等の状況（毎月）

(イ) 業務に係る収入及び支出の内訳（四半期ごと）

(ウ) 施設の管理運営に関し、法令違反となる行為があったとき（随時）

(エ) その他施設の管理運営の状況を把握するために必要な事項（随時）

5 その他

(1) 法令等の遵守

市立浴場の管理運営に当たり、次の関係法令はもとより、各種法令を遵守すること。

ア 地方自治法及び同法施行令

イ 公衆浴場法及び同法施行規則

ウ 京都市公衆浴場法に基づく衛生上必要な措置の基準等に関する条例

エ 京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

オ 京都市立浴場条例

カ 京都市会計規則、京都市物品会計規則

キ 個人情報の保護に関する法律

ク 京都市情報公開条例、京都市個人情報保護条例

ケ 建物管理に関する各種法令、消防法、労働安全衛生法、その他の法令及び京都市が定める各種マニュアル、広報に関する取決め

コ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

※ 法令等の変更に係る費用負担について、指定管理者自身に影響を及ぼすものについては指定管理者、施設の管理運営に影響を及ぼすものについては京都市が負担するものとする

(2) 個人情報保護及び秘密保持義務

京都市個人情報保護条例の規定に準拠し、市立浴場の利用者等に係る個人情報を保護するため、必要な措置を講じるものとする。

また、指定管理者の役員及び職員は、市立浴場の管理運営業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職務を退いた後においても同様とする。

(3) 情報公開

市立浴場の管理運営に係る情報の公開に努めなければならない。

(4) 京都市による調査等

京都市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する公の施設の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

また、地方自治法第199条第7項の規定に基づく、監査委員による監査、同法第252条の37第4項の規定に基づく包括外部監査人による監査等を行うことがある。

(5) SDGsの推進に向けた取組

市立浴場の管理運営に当たっては、感染症対策の徹底や館内禁煙による健康への配慮、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等、環境への配慮を行うこと。

6 参考 リスクの管理区分

リスクの種類	内 容	負担区分	
		京都市	指定管理者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
経費の増大	京都市の指示に基づく業務内容の変更等	○	
	その他京都市以外の要因によるもの		○
不可抗力（注１）	自然災害等による業務の変更、中止または延期	協議事項	
第三者への損害・傷害	業務の執行に伴うもの	○	○（注２）
	施設及び設備等の瑕疵によるもの	○	
施設の設備等の修繕 （注３）	経年劣化、構造上の瑕疵による大規模修繕	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
苦情への対応	指定管理業務に関するもの		○
	上記以外の場合	○	

（注１）施設等の被害状況により、業務の一部又は全部の停止を命じることがある。ただし、京都市は指定管理者に対し、業務の停止による休業補償は行わない。

（注２）京都市が損害の賠償を行った場合、指定管理者に故意又は重大な過失があるときは、京都市は指定管理者に対して賠償額を求償することができる。

（注３）大規模な修繕、改修等を京都市が実施する場合等、施設の運営、管理、休業補償等に係る事項については、京都市と指定管理者とで事前に協議する。

提出書類一覧

1 提出にあたって

- (1) 提出部数が「1 2」部となっている書類については、正本1部、副本1 1部とする。
- (2) 様式には申請団体名や団体が運営する施設名のほか、それらが特定できる情報は記載しないこと（様式で指定する場合を除く。）。
- (3) III及びIVについては、データでも提出すること（CD-R/RW(DVD-R/RW)に保存し、提出してください。）

2 提出書類

以下 I ～IVの書類

I 申請団体の概要・財務状況等

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
I - 1	申込書	(1) 指定管理者応募申請書 [様式 I - 1 - (1)]	1 2
		(2) 指定管理者応募申請者連絡先 [様式 I - 1 - (2)]	1 2
I - 2	事業者の概要	(1) 団体の沿革 [様式任意] ※ 既存のものでも可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入されたもの	1 2
		(2) 代表者の履歴 [様式任意]	1 2
		(3) 役員名簿 [様式任意] ※ 他団体の理事との兼職がある場合は、法人名と役職を記載する。 ※ 最新のものを添付。	1 2
		(4) 団体の概要 [様式任意] ※ 法人等に係る既存のパンフレットの添付でも可	1 2
		(5) 団体運営に関する資料 [様式任意] ※ 経営理念・方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制などがわかる資料を添付する。	1 2
I - 3	定款(又は規約等)	最新のものを添付 [様式任意]	1 2
I - 4	法人登記簿謄本	現在事項全部証明書 応募申込日前3箇月以内に発行されたもの	1
I - 5	印鑑証明書	応募申込日前3箇月以内に発行されたもの	1
I - 6	決算書等	直近3年間分の決算書類 [様式任意] ※ 法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表 ※ 現在経営（運営受託施設を含む。）施設の決算書類も含む。	1 2

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
I - 7	納税証明書等	直近 2 年間分の納税証明書原本 (1) 国税（法人税及び消費税） (2) 市税（京都市に事業所がある場合、法人市民税及び都市計画税・固定資産税） (3) 水道料金・下水道使用料納付証明書（水道料金及び下水道使用料の支払先が本市でない場合は、当該市町村での納付状況を証明すること。）[様式 I - 2]	1
I - 8	誓約書	暴力団排除条例第 2 条第 4 号及び 5 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約すること[様式 I - 3]	1

II 指定管理者としての適格性、能力

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
II - 1	類似施設の運営実績	類似施設の運営実績を記入する。[様式 II - 1] ※ 類似施設の運営実績を記入する。 ※ 事業運営の活動状況等を具体的に記載する。 ※ 施設の特徴等を含む運営実績、パンフレット等があれば添付する。	1 2
II - 2	コンプライアンスの推進	コンプライアンスに対する基本的な考え方及び具体的な取組内容 [様式 II - 2] ※ コンプライアンスに関する規定等があれば添付する。	1 2
II - 3	事故及び不祥事	法人等全体において過去 2 年間に発生した重大な事故又は不祥事及びそれに対する対応等 [様式 II - 3]	1 2

III 事業運営に関する計画

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
III - 1	管理運営の方針及び理念	施設運営の方針及び理念 [様式 III - 1] (1) 浴場設置の目的に照らし、どのような取組を行うか等の基本的な方針及び理念を記載する。 (2) 浴場活性化及び利用者数向上に向けた取組について記載する。	1 2
III - 2	管理運営体制の考え方	管理運営体制の考え方 [様式 III - 2] (1) 施設の維持管理体制及び方法 ※ 施設及び設備の維持管理、清掃等の体制について具体的に記載する。 (2) 職員の体制、技能 ※ 職種別の職員数、経験年数、兼務等の職員配置の考え方を具体的に記載する。 ※ 安定的な浴場運営に当たって、業務ノウハウを持ちえた人材確保についての考え方について記載する。 (3) 法人等の SDG s への取組	1 2

		※ 浴場運営に当たって、環境面への配慮及び公衆衛生の確保、向上についての考え方を具体的に記載する。 ※ 感染症対策についても記載する。 (4) 市内中小企業の活用の考え方 ※ 指定管理業務の一部を市内中小企業に委託することを予定している場合は記載する。	
Ⅲ - 3	運営規定	今回募集する施設を実際に運営する際の運営規定の案 [様式任意]	1 2
Ⅲ - 4	職員の労働条件の考え方	就業規則等（給与規定含む） [様式任意]	1 2
Ⅲ - 5	サービス向上の取組の考え方	サービスの質の確保及び向上策 [様式Ⅲ - 3] (1) 適切なサービスの検討及び利用者ニーズの収集、把握、事業への反映方法について記載する。 (2) 苦情の受付やその対応策について具体的に記載する。 (3) 高齢者や障害のある方、子どもにとって利用しやすい浴場となる取組について記載する。 (4) 接遇・応対に関するサービスの充実策について記載する。 (5) 障害を理由とする差別解消に向けた取組について記載する。	1 2
Ⅲ - 6	危機・安全管理に関する考え方	危機・安全管理に関する考え方 [様式Ⅲ - 4] ※ 事故防止、災害への防止策及び対応策等、危機・安全管理に関する考え方を記載する。	1 2
Ⅲ - 7	個人情報保護・情報公開請求の取組	個人情報保護・情報公開請求の取組 [様式Ⅲ - 5] ※ 個人情報保護の取組方法について記載する。 ※ 情報公開の取組について記載する。	1 2

Ⅳ 経営管理に関する計画

書類 No.	提出書類	主な記載内容	部数
Ⅳ - 1	中長期的な経営方針	施設運営において、サービスの質を確保しつつ、運営経費削減のための具体的な事業計画を策定する。 [様式Ⅳ - 1]	1 2
Ⅳ - 2	事業収支計画書	今後4年間の収支見込 [様式Ⅳ - 2 - (1)～(5)] ※ 応募するグループごとに作成すること。 ※ 今後4年間の利用料金収入については、想定する利用者数に、大人550円、中人200円、小人100円を乗じて算定すること。 ただし、今後4年間の利用料金については、物価統制令及び同令施行令の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の改定が実施された場合、同時期に同一料金に改定することとする。 ※ 指定期間中の物価等の変動想定額を事業計画・収支計画にあらかじめ見込むこと。	1 2

(宛先) 京 都 市 長

指 定 管 理 者 応 募 申 請 書

京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条及び京都市立浴場指定管理者募集要項に基づき、指定管理者の指定について以下のとおり申請します。

記

1 申請の内容

(ふ り が な) 申 請 団 体 の 名 称	印		
(ふ り が な) 代 表 者 名	印		
(ふ り が な) 主たる事務所の所在地			
申 請 する 施 設 の 名 称	☐	A	錦林浴場・養正浴場・三条浴場
	☐	B	壬生浴場・久世浴場
	☐	C	辰巳浴場・改進黨場

※ 応募するグループについて□にチェックをしてください。

※ 各グループ内の一部の浴場のみへの応募はできません。

※ 複数のグループに応募することができます。その場合、応募グループごとに申請書のほか、必要書類を提出してください。

2 提出書類一覧

I 事業者の概要・財務状況等に係る書類

- (1) 指定管理者応募申請書 1 2 部
- (2) 指定管理者応募申請者連絡先 1 2 部
- (3) 団体の沿革 1 2 部
- (4) 代表者の履歴 1 2 部
- (5) 役員名簿 1 2 部
- (6) 団体の概要 1 2 部
- (7) 団体運営に関する資料 1 2 部
- (8) 定款（又は規約等） 1 2 部
- (9) 法人登記簿謄本 1 部
- (10) 印鑑証明書 1 部
- (11) 決算書等 1 2 部
- (12) 納税証明書等 1 部
- (13) 誓約書 1 部

II 指定管理者の適格性、能力に係る書類

- (1) 類似施設の運営実績 1 2 部
- (2) コンプライアンスの推進 1 2 部
- (3) 事故及び不祥事 1 2 部

III 事業運営に関する計画に係る書類

- (1) 管理運営の方針及び理念 1 2 部
- (2) 管理運営体制の考え方 1 2 部
- (3) 運営規定 1 2 部
- (4) 職員の労働条件の考え方 1 2 部
- (5) サービス向上の取組の考え方 1 2 部
- (6) 危機・安全管理に関する考え方 1 2 部
- (7) 個人情報保護・情報公開請求の取組 1 2 部

IV 経営管理に関する計画に関する書類

- (1) 中長期的な経営方針 1 2 部
- (2) 事業収支計画書 1 2 部

指定管理者応募申請者連絡先

申 請 団 体 の 名 称		
主たる事務所の所在地		
主 たる 事 務 所 の 連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	電子メール ア ド レ ス	
主たる事務所における 担 当 者 名 ※2		
申 請 に 係 る 連 絡 先 ※1	事 務 所 の 所 在 地	
	連 絡 先	電 話 番 号
		F A X 番 号
		電子メール ア ド レ ス
	担 当 者 名 ※2	
緊 急 連 絡 先 ※3	電 話 番 号	
	担 当 者 名 ※2	

※1 申請に係る連絡先が主たる事務所のものと同一の場合は、記入不要。

※2 担当者名については、実務担当者を含め複数人記入すること（緊急連絡先を除く）。
また、ふりがなを振ること。

※3 緊急連絡先については、常時必ず連絡が取れる電話番号及び担当者名を記入すること。

水道料金・下水道使用料納付証明請求書

令和 年 月 日請求

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長
(京都市上下水道局総務部 営業所)

請求者 住 所

氏 名

京都市公の施設の指定管理者申請に使用するため、下記の水道料金、下水道使用料の納付証明を請求します。

検針区	使用者コード	水栓番号	使 用 者 名

(注) 検針区、使用者コード、水栓番号及び使用者名の欄は、領収書又は水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

水道料金・下水道使用料納付証明書

上記の使用者について、水道料金、下水道使用料の未納額はあります。

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者上下水道局長 ⑥

水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について

京都市公の施設の指定管理者申請（以下「管理者申請」といいます。）における、本市の水道料金・下水道使用料に係る納付証明書（以下「納付証明書」といいます。）の請求については、この手引きをお読みいただき、別紙の「水道料金・下水道使用料納付証明請求書（京都市公の施設の指定管理者申請用）」（以下「証明請求書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、証明手数料（1件350円）持参のうえ、納付証明書の発行窓口へ請求してください（郵送では受付できません。）。

1 納付証明書の提出が必要となる者

京都市に水道の使用者名義を有する者（管理者申請をする者が法人の場合にあつては法人名義のもの、個人の場合にあつては代表者名義のもの）

なお、管理者申請をする者が、京都市内に、事務所又は事業所等（以下「事務所等」といいます。）を有しない場合や、テナント・ビル、マンション等に設置されているため、直接に水道の使用者名義のある事務所等を有しない場合（家主に支払う賃借料（共益費）に水道料金等が含まれている場合など）には、納付証明書の提出は必要がありません。

2 対象になる事務所、事業所等

京都市内に所在する事務所等で、水道の使用者名義が申請対象になっているもの

なお、京都市内に複数の事務所等を有する場合は、すべての事務所等について納付証明書の提出が必要になります。ただし、工事現場等における臨時栓については、対象になりません。

3 証明請求書の記入に際しての注意事項

(1) 「あて先」の欄には、請求する営業所名（所管地域の営業所名：別添「京都市上下水道局営業所等一覧」参照）を記入してください。納付証明書の請求先営業所が複数におよぶ場合には請求先営業所ごとに作成し、それぞれの請求先営業所で証明を受けてください。

(2) 「請求者」の欄には、請求者の所在地、名称及び代表者名（個人の場合にあつては、住所及び氏名）を記入してください。

(3) 「検針区」、「使用者コード」、「水栓番号」及び「使用者名」の欄には、領収証*又は水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

※ 領収証の使用場所下部に記載のものが使用者名となります。

4 納付証明書の請求先

(1) 納付証明書の請求は請求先営業所で行うようにしてください。他の担当営業所での証明はできませんので、ご注意ください。

(2) 複数の営業所で証明を受ける必要が生じた際には、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナーにて一括で請求することができます。ただし、請求書は請求先営業所ごとに作成してください。

なお、窓口サービスコーナーで証明請求を行った際には、当日に発行することができないため、後日受け取りに行ってくださいこととなりますのでご了承ください。

5 その他

(1) 受付期間の後半は、窓口が混雑することがありますので、お早めに請求してください。

(2) 納付証明請求書の用紙が2通以上必要となる場合は、コピーして使用してください。

京都市上下水道局営業所等一覧

担当地域	検針区の 1桁目	営業所名	所在地	電話番号
東山区・山科区 伏見区の醍醐支所管内	1	東部営業所	山科区柳辻西浦町1番地の11 (八反畑バス停西入ル)	592-3058
北区・上京区 中京区・左京区	2・3 5	北部営業所	左京区高野竹屋町4番地の1 (川端北大路東入ル上ル)	722-7700
右京区・西京区	0・4	西部営業所	右京区太秦安井一町田町14(右 京区役所を東へ約200m)	841-9184
下京区・南区 伏見区(醍醐支所管内を 除く)	6・7 8	南部営業所	伏見区鷹匠町33 (伏見区役所西向かい)	605-2011

○ 複数の営業所で証明を受ける必要が生じた際には、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナーにて一括で請求することができます。ただし、請求書は請求先営業所ごとに作成してください。

なお、窓口サービスコーナーで証明請求を行った際には、当日に発行することができないため、後日受け取りに行ってください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
上下水道局お客さま窓口 サービスコーナー	南区上鳥羽鉾立町11番地3	672-7770

様式第 1 号（第 3 条、第 4 条及び第 6 条関係）

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 —

暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓 約 者 並 び に そ の 役 員 及 び 使 用 人 の 名 簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号ウに規定する使用人

Ⅱ 指定管理者としての適格性、能力

1 類似施設の運営実績
※ 類似施設の運営実績を記入する。 ※ 事業運営の活動状況等を具体的に記載する。 ※ 施設の特徴等を含む運営実績、パンフレット等があれば添付する。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

Ⅱ 指定管理者としての適格性、能力

2 コンプライアンスの推進
コンプライアンスに対する基本的な考え方及び具体的な取組内容 ※ コンプライアンスに関する規定等があれば添付する。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

Ⅱ 指定管理者としての適格性、能力

3 事故及び不祥事
1 令和5年4月以降における重大な事故及び不祥事※の発生状況について、該当する□(1つ)にレ印を記入してください。 ※ 「重大な事故及び不祥事」とは次のものを指します。 (1) 京都市競争入札参加停止取扱要綱第3条の規定に基づく参加停止を行う要件に該当するもの又はこれに準ずるもの (2) 公の施設の指定管理業務に従事する者の行為で、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に相当すると認められるもの ☐ 重大な事故や不祥事は発生していない。 ☐ 重大な事故や不祥事が発生したが、適切に対応し、再発防止策をとった。 ☐ 重大な事故や不祥事が発生したが、対応や再発防止策が不十分である 2 重大な事故や不祥事が発生した場合、具体的な内容、発生後の対応、再発防止策等を記載してください。

事故又は不祥事の具体的内容	発生後の対応及び再発防止策

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

Ⅲ 事業運営に関する計画

1	管理運営の方針及び理念
(1)	浴場運営に関する基本的な方針及び理念について
(2)	浴場活性化及び利用者数向上の取組
ア	現在の営業日・営業時間の範囲内における事業の具体的な取組を記載する。
イ	利用者ニーズ等を踏まえた、営業時間の範囲外での具体的に可能な取組について記載する。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

Ⅲ 事業運営に関する計画

2 管理運営体制の考え方

(1) 施設の維持管理体制及び方法

※ 施設及び設備の維持管理、清掃等の体制について具体的に記載する。

(2) 職員の体制、技能

職種別の職員数、経験年数、兼務等の職員配置の考え方を具体的に記載する。

(営業時（通常時）の体制：責任者○名、ボイラー運転業務○名、脱衣所の整理・清掃業務○名、営業時（混雑時）の体制・・・・等)

※ 安定的な浴場運営に当たって、業務ノウハウを持ちえた人材確保についての考え方について記載する。

(3) 法人等のSDGsへの取組

- ※ 環境面・衛生面への配慮を記載する。
- ※ 感染症対策についても記載する。

(4) 市内中小企業の活用

指定管理業務の一部を市内中小企業に委託することを予定しているかについて、レ点を記入してください。

- ※ 市内中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものを指します。

- ☐ 業務の一部を第三者に委託することを予定している。
- ☐ 業務の一部を第三者に委託することは予定していない。

また、業務の一部を市内中小企業へ発注することに対する考え方について記載してください。（「予定していない」と回答した方も、発注の必要性が生じた場合について記載してください。）

- ※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

Ⅲ 事業運営に関する計画

5 サービス向上の取組の考え方

(1) 適切なサービスの検討、利用者ニーズの収集・把握や、事業への反映方法

(2) 苦情の受付及び対応の方法

(3) 高齢者や障害のある方、子どもにとって利用しやすい浴場となる取組

(4) 接遇、応対に関するサービスの充実等

(5) 障害を理由とする差別を解消するための対応策

本市が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を参考に対応策を記載する。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

Ⅲ 事業運営に関する計画

6 危機・安全管理に関する考え方

事故防止、災害、設備等異常への防止策及び対応策等、危機・安全管理に関する考え方

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

Ⅲ 事業運営に関する計画

7 個人情報保護・情報公開請求の取組

(1) 個人情報保護についての考え方

(2) 情報公開についての考え方

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

Ⅳ 経営管理に関する計画

1 中長期的な経営方針

施設運営において、サービスの質を確保しつつ、運営経費削減のための具体的な事業計画について記載すること。また、指定管理期間中の各年度の経営目標と運営方針についても記載すること。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

グループ名 _____

Ⅳ 経営管理に関する計画

2 事業収支計画書

(1) 4年間合計 (初年度から4年度の合計を記載してください)

ア 収入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
利用料金 (大人)		@ 5 5 0 円 × 人
利用料金 (中人)		@ 2 0 0 円 × 人
利用料金 (小人)		@ 1 0 0 円 × 人
指定管理料		
その他		
合 計		

※ 内訳欄には、「利用料金×想定利用人数」を記入する。

※ その他の欄については、以下の欄に項目ごとに具体的に記入する。

イ 支出

(単位：円)

費 目	金 額	概 要
合 計		

※ 支出については、事業費、人件費、管理費（光熱水費）等の費目ごとに計上し、その内訳を概要に明記する。

2 事業収支計画書

ア 収入

(単位：円)

項	目	金 額	内 訳
利用料金（大人）		@ 5 5 0 円×	人
利用料金（中人）		@ 2 0 0 円×	人
利用料金（小人）		@ 1 0 0 円×	人
指定管理料			
その他			
合 計			

※ その他の欄については、以下の欄に項目ごとに具体的に記入する。

(単位：円)

費	目	金 額	概 要
合	計		

39

2 事業収支計画書

ア 収入

(単位:円)

項	目	金 額	内 訳
利用料金（大人）		@ 5 5 0 円×	人
利用料金（中人）		@ 2 0 0 円×	人
利用料金（小人）		@ 1 0 0 円×	人
指定管理料			
その他			
合 計			

※ その他の欄については、以下の欄に項目ごとに具体的に記入する。

(単位:円)

費	目	金 額	概 要
合	計		

※ 支出については、事業費、人件費、管理費（光熱水費）等の費目ごとに計上し、その内訳を概要に明記する。

2 事業収支計画書

ア 収入

(単位:円)

項	目	金 額	内 訳
利用料金（大人）		@ 5 5 0円×	人
利用料金（中人）		@ 2 0 0円×	人
利用料金（小人）		@ 1 0 0円×	人
指定管理料			
その他			
合 計			

※ その他の欄については、以下の欄に項目ごとに具体的に記入する。

(単位:円)

費 目	金 額	概 要
合 計		

※ 支出については、事業費、人件費、管理費（光熱水費）等の費目ごとに計上し、その内訳を概要に明記する。

2 事業収支計画書

ア 収入

(単位:円)

項	目	金 額	内 訳
利用料金（大人）		@ 5 5 0円×	人
利用料金（中人）		@ 2 0 0円×	人
利用料金（小人）		@ 1 0 0円×	人
指定管理料			
その他			
合 計			

※ その他の欄については、以下の欄に項目ごとに具体的に記入する。

(単位:円)

費	目	金 額	概 要
合	計		

42

市立浴場指定候補者の審査項目及び評価方法

1 審査基準

提出書類やヒアリング等の結果を基に、選定等委員会が京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項に定める次の基準で審査する。

- (1) 施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができること。
- (3) 施設の管理運営を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有すること。

2 審査項目

申請者から提出された書類については、以下の項目に基づき審査を行う。

- (1) 現時点における申請者の指定管理者としての適格性、能力
 - ア 事業運営の活動内容及び状況
 - イ 類似施設の運営実績
 - ウ 経営能力（組織、人材、財務状況、専門性、技術力等）
 - エ 運営主体（市内中小企業又は市内に本拠を置く団体の申請）
 - オ コンプライアンスの推進
 - カ 事故及び不祥事
- (2) 今回募集する施設に関する事業運営計画
 - ア 施設運営の考え方
 - （ア） 管理運営方針及び理念
 - （イ） 浴場活性化及び利用者数向上の取組
 - イ 施設の維持管理・運営体制
 - （ア） 建物・設備の維持管理方法
 - （イ） 職員の体制、技能
 - （ウ） 環境面及び衛生面への配慮
 - （エ） 市内中小企業の発注に関する考え方
 - ウ サービス向上の取組
 - （ア） 利用者ニーズの収集、把握及び事業への反映方法
 - （イ） 苦情の受付及び対応の方法
 - （ウ） 高齢者や障害のある方、子どもが利用しやすい浴場となるような取組
 - （エ） 接遇・応対に関するサービスの充実策
 - （オ） 障害を理由とする差別を解消するための対応策
 - エ その他
 - （ア） 事故防止、非常災害時、設備等異常への対応策
 - （イ） 個人情報保護・情報公開についての考え方
- (3) 経営計画
 - ア 収支計画の妥当性
 - イ 運営経費削減のための取組
- (4) 価格点
 - 提案価格の多寡

3 評価方法等

事業計画書等の内容を、以下の評価方法に基づき評価し、指定候補者として選定する。

(1) 評価方法

評価に当たっては、応募者の適性、事業実績、経営能力、提案価格など、多様な観点で評価を行い点数化する、総合評価方式を採用する。

点数化に当たっては、各評価項目について0点から5点までの評価を行い、重要度に応じた係数を乗じて算出した得点の合計を算出することとする。

このとき、現指定管理者については、施設の管理運営状況に応じ、一定の加点又は減点（最大±5点）を行う。

(2) 評価項目（詳細については5「審査項目及び配点」参照。）

ア 評価

評価項目は、①指定管理者としての適格性、能力、②事業運営計画（施設運営の考え方、施設の維持管理・運営体制、サービス向上の取組、その他）、③経営計画、④価格点の4項目とする。

イ 点数配分

市立浴場の設置目的やこれまでの経過、運営及び維持管理等に係る要素を考慮し、指定管理者としての適格性・能力、経営計画、提案価格を特に重要な項目として点数配分を設定する。

4 決定、公表

(1) 各評価項目の点数を総合したものを当該申請者の合計点とし、合計点が最も高い者を指定候補者に選定する。

(2) 同点となった者が2団体以上ある場合は、係数の高い評価項目の得点が高い者を指定候補者に選定する。

(3) 指定管理者となった者に係る各項目の評価及び合計点は、指定候補者決定後公表する。

5 審査項目及び配点

評価項目	評価内容		摘要	係数	配点
①指定管理者としての適格性、能力	事業運営の活動内容及び状況		公の施設の運営主体として適切かどうか	1	40
	類似施設の運営実績		類似の施設について十分な運営実績を有しているか	1	
	経営能力（組織、人材、財務状況、専門性、技術力等）		浴場を運営できる経営能力を有しているか	1	
	運営主体		申請団体が市内中小企業又は市内に本拠を置く団体（社会福祉法人、公益財団法人、NPO等）であるかどうか	3	
	コンプライアンスの推進		組織としてコンプライアンスの推進に取り組んでいるか	1	
	事故及び不祥事		直近2年間、法人等全体又は同種施設の運営において重大な事故や不祥事がなかったか	1	
②事業運営計画	施設運営の考え方	管理運営方針及び理念	施設の設置目的に沿ったものか	1	20
		浴場活性化及び利用者数向上の取組	利用者数向上の取組についての考え方と具体策が示されているか	3	

	施 設 の 維 持管理・運 営体制	建 物 ・ 設 備 の 維持管理方法	日常の警備・清掃等といった施設の維持管理に関する計画が示されているか	2	4 0
		職員の体制、技能	職員体制及び労働条件、専門性がある配置になっているか	1	
		環 境 面 及 び 衛 生面への配慮	施設の管理に活かすことができる環境面、衛生面へ配慮した取組が実施されているか	2	
		市内中小企業 の活用	再委託や物品・人材調達等において、市内雇用や市内中小企業の活用に対する考え方が示されているか	3	
	サ ー ビ ス 向 上 の 取 組	利用者ニーズ の収集、把握 及び事業への 反映方法	利用者のニーズを収集し、反映する仕組みを整えているか	2	4 0
		苦情の受付及 び対応の方法	苦情の受付やその対応方法についての考え方と具体策、マニュアル等が示されているか	1	
		高齢者や障害のある方、子どもが利用しやすい浴場となるような取組	高齢者、障害のある方、子どもに対する取組が、それぞれ示されているか	2	
		接遇・応対に関するサービスの充実策	設置目的に沿って、適切・良質なサービスが提供できるか	2	
		障害を理由とする差別を解消するための対応策	障害を理由とする差別を解消するための対応策が示されているか	1	
	その他	事故防止、非常災害時、設備等異常への対応策	事故防止などを含む日常的な危機管理の方策や災害対策及び緊急時の対応策などが確立されているか	2	1 5
個 人 情 報 保 護 ・ 情 報 公 開 についての考 え方		情報公開及び個人情報保護等の方策が示されているか	1		
③経営計画	収支計画の妥当性		提案された金額で適切・良質なサービスが提供でき、かつ経費削減策を反映した内容になっているか	2	2 0
	運営経費削減のための取組		経費削減のための具体的な取組が示されているか	2	
運営点合計（A）					1 7 5

<u>価 格 点 (B)</u>	20点×（最低価格を提示した事業者の提案価格）／（当該事業者の提案価格） ※小数点第1位を四捨五入	20
------------------	--	----

<u>運 営 点 (C) (※)</u>	当該施設の管理運営状況に応じ、一定の加点又は減点を行う。	-5～5
----------------------	------------------------------	------

合 計 【(A) + (B) + (C)】	200
-----------------------	-----

※ 現指定管理者のみ